

船舶事故調査報告書

令和4年7月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年7月26日 14時00分ごろ～7月29日 16時00分ごろの間）
発生場所	不明（島根県海士町野田埼北東方沖）
事故の概要	漁船広勝丸は、錨泊中、無人の状態で発見された。 船長は、後日、遺体で発見された。
事故調査の経過	令和3年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 広勝丸、9.24トン SN2-1975（漁船登録番号）、個人所有 14.23m (Lr) × 2.62m × 1.04m、FRP ディーゼル機関、330kW（動力漁船登録票による）、昭和55年3月15日
乗組員等に関する情報	船長 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年9月6日 免許証交付日 令和3年4月21日 (令和8年5月1日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東～北北西、風速 約3.0～3.6 m/s、気温 約21.1～32.3℃ 海象：海上 平穏、水温 約28℃
事故の経過	本船は、海士町知々井港を定係港とし、ふだん船長が1人で乗り組み操業していた。 僚船の船長（以下「僚船船長A」という。）は、令和3年7月28日05時ごろ野田埼北東方沖付近を航行した際、灯火を表示せず停泊している本船を認め、翌7月29日15時00分ごろ、前日から同じ場所で停泊中の本船を陸岸から認め、所属する漁業協同組合（以下

	<p>「所属漁協」という。)に連絡した。</p> <p>僚船船長Aは他の組合員4人及び所属漁協の職員と共に本船へ向かい、16時00分ごろ本船に乗り込んだところ、船首を北西方に向けて、船首部から錨を出し、エンジンは停止し、本船の船尾方から水中ドローンのケーブルが切れた状態で船外に出ており、船長の姿が見当たらなかった。</p> <p>所属漁協は、海上保安庁へ本事故の発生を連絡した。</p> <p>船長は、8月5日14時53分ごろ、島根県西ノ島町別府港付近でTシャツと黒いタイツを着用した状態で発見された。</p> <p>船長は、司法解剖の結果、7月末ごろ死亡し、死因は不詳と検案された。</p> <p>(写真1 本船、付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長の親族によると、本事故発生前、船長の体調に異常があるようには見えなかった。</p> <p>本船が出港するのを見た者はいなかった。</p> <p>所属漁協の職員は、7月26日14時00分ごろ船長と電話で会話した。</p> <p>船長の親族は、7月27日に船長の自宅を訪問したが、船長は不在であった。</p> <p>本船の操舵室右舷側入口付近に、履物が揃えて置かれ、操舵室前方に衣服が置かれていた。</p> <p>水中ドローンの本体は、ケーブルから外れており、ダイバーが周辺を捜索したものの発見されなかった。</p> <p>船長の携帯電話(スマートフォン)は、水中ドローンのコントローラーにセットされた状態で操舵室後方に置かれており、本船が発見された当時充電がなくなり電源が切れていた。</p> <p>本船の船体には、衝突痕などの損傷はなかった。</p> <p>船長の親族は、本船の船尾にある網が使用された形跡がなく、本船上に衣服や履物が揃えてあり、救命胴衣が船内に置かれたままで、水中ドローンの本体が発見されなかったため、船長が誤って落水したのではなく、試験操業の目的で、水中ドローンを使用して海中の状況を確認していた際、水中ドローンに不具合が生じ、自ら水中に潜ったのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、不詳であった。</p> <p>本船は、船長が、7月26日14時00分ごろ、所属漁協の職員と電話で会話した後、7月29日16時00分ごろ野田埼北東方沖にお</p>

	<p>いて無人で錨泊しているところを発見されたことから、この間において、船長が死亡したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見されたとき、船尾方から水中ドローンのケーブルが切れた状態で船外に出ており、水中ドローンの本体は発見されず、また、衣服や履物が本船上に置かれていたことから、水中ドローンに不具合が生じ、船長が自ら水中に潜った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、野田埼北東方沖において錨泊中、船長が自ら水中に潜ったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、水中ドローンのケーブルが切れるなど不具合が生じた場合、無理をせずダイバーに依頼するなどして捜索することが望ましい。

写真1 本船



付図1 事故発生場所概略図

